

株式などをお売りになって確定申告をする場合は、

パソコンから申告ができます！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

👍 税務署に行く手間がかかりません！

👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告



確定申告書等作成コーナーの

利用率

2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの

利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP 2 申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3 e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

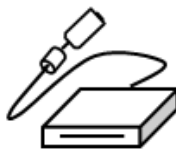
① マイナンバーカード



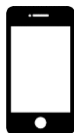
取得方法は裏面を見てね！



② ICカードリーダーライター または マイナンバーカード対応のスマートフォン



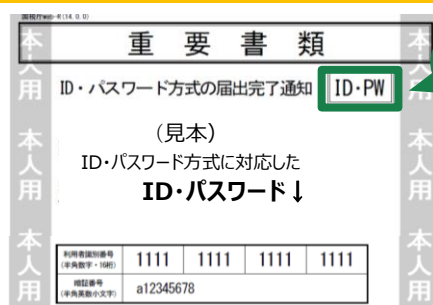
又は



一部の端末のみ

(注) 詳しくは、e-Taxホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

■ 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。



■ 株式などをお売りになった方の確定申告について

株式などをお売りになって譲渡益がある場合は、原則として確定申告が必要ですが、特定口座のうち源泉徴収口座でお売りになった場合の譲渡益については、申告しないこと(申告不要)を選択することができます。

上場株式等の譲渡損失がある場合に、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用を受けるためには、譲渡損失の金額が生じた年分以後の年分において、連続して申告が必要です(株式等の売却がなかった年も、譲渡損失を翌年へ繰り越すための申告が必要です。)

※ 非課税口座(NISA)及び未成年者口座(ジュニアNISA)でお売りになった場合の譲渡益については非課税、譲渡損失についてはなかったものとみなされますので、これらの譲渡益・損失については申告できません。

国税庁ホームページの 確定申告書等作成コーナーのご案内

① トップ画面で「作成開始」を選択



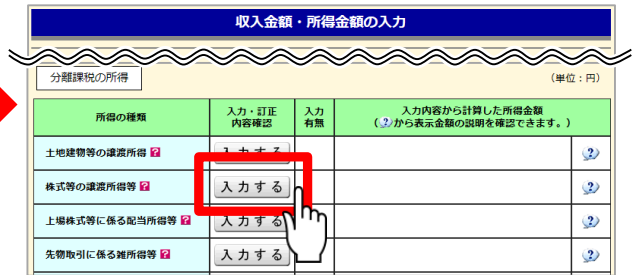
② 「所得税」を選択



③ 「左記以外の所得のある方」を選択



④ 「株式等の譲渡所得等」を選択し入力を開始



操作が分からない場合は「よくある質問」へ

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、**電話**でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの画面左下の「お問い合わせ」をご覧ください。

(注) 国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。
また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付が不要**です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、**無料で取得**できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法



スマホによる申請
はこちらから！

